

屋外でのごみ焼却は**禁止**です！

屋外でのごみの焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」により禁止されており、違反した場合は罰則が科せられることがあります。

5年以下の拘禁刑 若しくは 1,000万円以下の罰金（またはその併科）

●なぜいけないの？

煙の臭いが洗濯物についたり、煙が住宅内に入って煙たくなるというご相談が多く寄せられています。

また、**有害物質の発生、煙・悪臭等による近所迷惑、火災の原因になるだけでなく、ご近所同士のトラブルにつながる可能性も**ありますのでやめましょう。

●田んぼや畑、家庭菜園で出た草は焼いていいの？

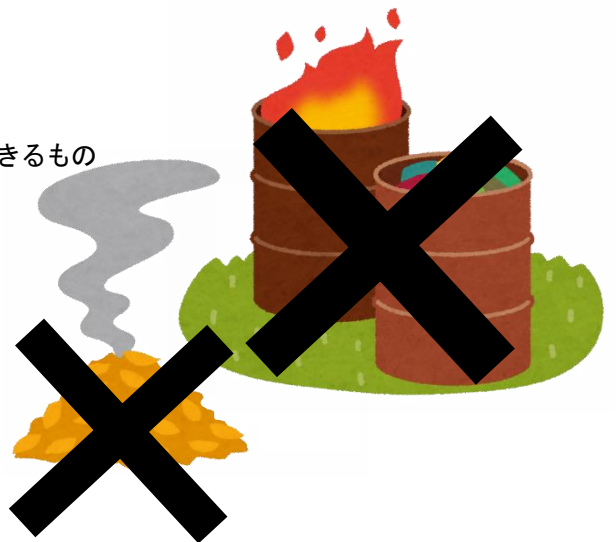
畔の草焼、わら焼等、農業を営む上でやむを得ず行われる焼却等、例外として認められているものもあります。例外として認められている場合であっても、近隣への迷惑にならないように十分なご配慮をお願いします。

（近隣の生活環境に影響を及ぼしている場合は指導の対象となります。）

●ドラム缶やブロック囲い、簡易な焼却炉での焼却も禁止

使用が認められるのは、以下の「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」及び「**県民の生活環境の保全等に関する条例**」に定められた**構造基準や維持管理基準を満たすもののみ**です。

- ・ごみを燃焼室で 800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- ・外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること



【根拠法令】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例

第66条 何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いずに燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例 施行規則

第74条 条例第66条の規則で定める物は、次に掲げる物とする。

ゴム 皮革 合成樹脂 ピッチ 油脂 草及び木（木材を含む。） 紙 繊維

(条例第66条の規則で定める焼却炉)

第75条 条例第66条の規則で定める焼却炉は、次に掲げる要件と同等以上の構造等を有する焼却炉とする。

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないものであること。
- 二 煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないものであること。
- 三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないものであること。
- 四 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内と外気が接することがなく、燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で燃焼できるものであること。
- 五 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 六 外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却炉の場合を除く。）。
- 七 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 八 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。